

事務連絡
令和2年4月21日

各都道府県住宅担当部局 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課
住宅総合整備課

住居を失うおそれが生じている方への支援について（その2）

平素より、住宅施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中では、離職又は廃業された方に加えて、休業等に伴う収入減少により、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方へ支援を拡大することが重要です。

つきましては、下記事項に留意の上、引き続き、生活困窮者自立支援部局、民生部局等と連携し、住居を失うおそれがある方の居住安定確保を図っていただきますようお願い致します。

なお、管下市町村の住宅部局にも周知願います。また、以下送付先一覧に示す賃貸住宅関係団体及び不動産関連団体に対しては、別途周知していることを申し添えます。

記

1 住居確保給付金の支給対象の拡大について

これまで、「住居を失うおそれが生じている方への支援について」（令和2年4月7日付け国土交通省住宅局安心居住推進課・住宅総合整備課事務連絡）を發出し、住居確保給付金の支給対象の拡大の予定についてお知らせしているところです。

このことに関連して、厚生労働省より、別添1のとおり「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和2年4月20日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が發出されております。また、別添2のとおり「住居確保給付金 今回の改正に関するQAvol2」が公表され、別添3のとおりリーフレットが作成されています。

つきましては、貴都道府県管内の居住支援協議会及び居住支援法人に周知いただくとともに、引き続き、生活困窮者自立支援制度主管部局、居住支援協議会及び居住支援法人と連携のうえ、拡充された住居確保給付金、住宅確保要配慮者の

入居を拒まないセーフティネット住宅、公営住宅をはじめとした公的賃貸住宅等の情報提供に努めること等により、住まいに不安を抱える方からの相談への対応や、住まいに困窮する方への支援を積極的に進めていただくようお願い致します。

2 生活福祉資金（緊急小口資金等）の特例貸付制度等について

住居確保給付金以外にも、家賃等の生活費に困窮した場合には、生活福祉資金（緊急小口資金等）の特例貸付制度等が活用可能です。別添4のとおりリーフレットを添付いたしますので、必要に応じて入居者等に紹介していただくとともに、貴都道府県管内の居住支援協議会及び居住支援法人に対して周知いただくようお願い致します。

3 生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業について

厚生労働省より、別添5～7のとおり「生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について」（令和2年4月14日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）等が発出されております。

新型コロナウイルス感染症の影響により居住が不安定な方に対し、生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業を活用して宿泊場所を確保するにあたっては、感染拡大防止に資する個室の宿泊場所の利用を促すことが重要です。そのため、生活困窮者自立支援制度主管部局と連携し、公営住宅等の活用や、セーフティネット住宅をはじめとする民間賃貸住宅の活用について、必要に応じ賃貸住宅関係団体や不動産関連団体の協力を得て、対応していただくようお願い致します。

なお、賃貸住宅関係団体や不動産関連団体に協力を依頼する際には、今般の一時生活支援事業の見直しにより、施設借り上げの際の補助基準単価が引き上げられたこと（宿泊場所の供与、食事及び衣類の提供による支援：1泊につき7,000円→9,100円）についても、併せて周知いただくようお願い致します。

以上

【送付先一覧】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会 | (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会 |
| (公財) 日本賃貸住宅管理協会 | (公社) 全日本不動産協会 |
| (一社) 全国住宅産業協会 | (一社) 不動産流通経営協会 |
| (一社) 不動産協会 | |

(参考1)

- ・令和2年4月7日（厚生労働省社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）
「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（一時的な居所の確保等について）」
緊急事態宣言が出された都府県に対して部局間連携を通じた居住が不安定な方への配慮、宿泊場所の確保と入所、住居確保給付金の活用等を依頼

(参考2)

- ・「個人向け緊急小口資金等の特例貸付の迅速化に向けた取組（労働金庫との連携）」
個人向け緊急小口資金等の特例貸付のより一層の迅速化を図るため、労働金庫に社会福祉協議会の貸付業務の一部を委託することとなった。
（第1回厚生労働省「生活を守る」プロジェクトチーム（令和2年4月21日）資料5）

(参考3)

- ・「生活を支えるための支援のご案内」
働く方のみならず、国民の皆さま全体の支援策をまとめたリーフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>（厚生労働省 HP）

(参考4)

- ・特別定額給付金（仮称）
総務省による特別定額給付金（仮称）（基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者1人につき10万円を給付）についてまとめたホームページ
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html#gaiyo（総務省 HP）

令和2年4月20日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第86号）が本日公布・施行され、これに伴い、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給対象を拡大することとなりました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いいたします。

記

一 改正の概要

住居確保給付金の支給対象者について、これまで離職又は廃業した日から2年を経過していない方としていたところ、本日から、下表の通り給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況にある方も支給対象に含めることとなりました。

（法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由）

第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合
- 二 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合

また、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の一部改正について」の一部修正について」（令和2年4月20日社援地発0420第1号厚生労働省社会・援護

局地域福祉課長通知)において、住居確保給付金の支給事務の取扱問答を発出しておりますので、改正後の省令の施行については、本事務連絡及び取扱問答を参考にするなど、住まいに困窮される方への支援にあたっては、遺漏なきようご対応願います。

二 感染拡大防止に配慮した相談体制の強化

令和2年4月17日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言の対象が、これまでの7都府県から全国に拡大されたことも踏まえ、「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る申請受付等について」（令和2年4月13日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡。以下「4月13日事務連絡」という。）に基づき、相談者と相談対応者との接触をできるだけ避けるよう、感染拡大防止に配慮した相談体制の強化に努めていただくようお願いいたします。

三 自立相談支援機関における相談体制の強化

これから相談の増加等が見込まれる中、4月13日事務連絡に基づき、自立相談支援機関の相談体制の強化を進めていただくようお願いいたします。その際には、各自治体は自立相談支援機関の意見も聞きながら、現場の状況等に応じた対応等を進めていただくようお願いいたします。あわせて、都道府県においては管内市町村の状況を適切に把握されますようお願いいたします。

四 公共職業安定所への求職の仮登録について

住居確保給付金の申請においては、公共職業安定所に求職の申し込みをすることを求めています。「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」（令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において、当面の間、公共職業安定所に対する求職については、仮登録をもって正式な求職の申し込みと見なし、仮登録日及び仮登録番号を確認して受け付けるよう依頼したところですが、本日から、仮登録を証する文書としては、仮登録完了画面を印刷した文書等とします。

なお、印刷ができない場合は、当該画面のスクリーンショットの提示又は仮登録日について本人から申告を受けた上で、申告には虚偽がないことを申告させ、申請を受け付けて差し支えありません。

以上

○参考

(令和2年4月13日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)

「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る申請受付等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621457.pdf>

(令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)

「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620018.pdf>

○厚生労働省令第八十六号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第三項及び第六条第一項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後

(法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由)

第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合
- 二 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合

(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者)

第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。
 - イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条、次条及び第十二条第一項において「申請日」という。)において、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年を経過していない者
 - ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月において、第三条第二号に規定する状況にある者
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。
 - イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者
 - ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者

改正前

(法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由)

第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、事業を行う個人が当該事業を廃止した場合とする。

(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者)

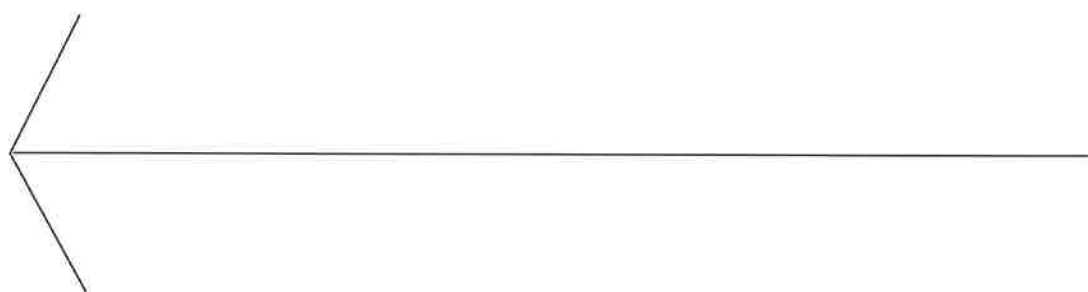
第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条、次条及び第十二条第一項において「申請日」という。)において、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年を経過していないものであること。
- 二 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していたこと。

三
五
(略)

三
五
(略)

様式第一号（表面）を次のように改める。



生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ			
①氏名			
②生年月日	昭和・平成・令和	年	月 日 満()歳
③電話番号		④性別	男・女

⑤次の(1)又は(2)の場合であること(いずれか該当する方に記載)

(1) 離職等の場合

離職等の時期	
離職等した事業所	

(2) 第3条第2号に規定する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	
-------------------------	--

⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	
---------------------------	--

⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること(いずれか該当する方に記載)

(1) 住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

(2) 住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	
住居の家主等	
喪失するおそれのある住居の家賃額	
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					
氏名					合計
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 年 月 日

都道府県等の長殿

申請者氏名

記名押印又は署名

印

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが
できる。

住居確保給付金 今回の改正に関するQA (vol2)

※ 下線部が追加した部分。

この資料は、特に、今回の改正に関する内容等特に留意が必要な点について問答形式でまとめたものである。これらも含めた住居確保給付金の全体の間答集については、住居確保給付金取扱問答 2020-03 () に掲載しているので、あわせてご覧いただきたい。

(当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないこと)

- Q1. 収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、とは具体的に何を指すのか。
- A. 経済社会情勢の変動等により当該個人の意思にかかわらず、雇用主や発注元から勤務日数や就労機会の減少を余儀なくされた場合を指し、自らの意思で勤務日数を減らす、就労時間を減らして余暇に充てる等の場合は除かれる。

(離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある場合)

- Q2. 当該個人の就労の状況が離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある場合、とは具体的に何を指すのか。
- A. 雇用で就業している方については、本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合を指し、雇用以外の形態で就業している者については、本人の責めによらない理由により、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定している。
- (例1) フリーで活動しているスポーツジムインストラクターにおいて、契約しているスポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となった。(スポーツジムのシフト表等で確認)
- (例2) フリーで通訳をしている者において、参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となった。(イベント中止のチラシ、通訳として参加予定だったことが分かるメールの写し等で確認)
- (例3) アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった。(事業所が休業となったことが分かるHPの写し等で確認)
- (例4) 旅館業を営んでいる者において、自粛のため宿泊客からキャンセルが

相次いだ。(予約キャンセルのメールの写しや電話予約の場合は予約時とキャンセル時の電話受付メモ等又は「申立書」で確認)

上記は例示であるところ、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いする。

- ※ 「同等程度」については、勤務日数や勤務時間が全くなかったことまでを求めるものではなく、元々の就労状況なども考慮した上で個々人の状況に応じて判断することが必要である。加えて、収入要件や資産要件に適合しているか確認するほか、収入や資産の減少状況等から、住居を失うおそれにある場合に該当するかという点も勘案して総合的に判断するものとする。

（「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法）

Q3. 勤務シフトの減少等をどのように確認するのか。

- A. 雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等により、個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とする。この他、社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できるところであり、さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能である。

（申請日の属する月）

Q4. 申請日の属する月において就労の状況が離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある場合について、申請日の属する月とどこを比較するのか。

- A. 勤務日数等について、申請日の属する月とその前月等を比較することを想定している。例えば、前月は週4～5日の勤務シフトであったものが、今月は週2～3日以下に減少した場合等を指す。なお、必ずしも前月から減少している場合のみでなく、例えば2か月前から減少しており、その状態が当月まで続いている場合や、フリーランス等で業務量が一定していない就労形態の場合、3か月間の平均受注量と比較し、減少している場合等も該当する。

（離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある者の求職活動）

Q5. 離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある者（離職又は廃業に至っていない者）においても求職活動を要件とするのか。

- A. 住居確保給付金は、住居を失った又は失うおそれがある方に対し、所要の求職活動等を要件に家賃相当額を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を支援することを目的としている。

したがって、今般住居確保給付金の対象者として拡大した、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至っている方においても、一定の求職活動をしつつ就労自立を目指すというその趣旨は同様である。一方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による就労環境の変化等を踏まえ、既に求職活動の要件については緩和し、例えば、月2回以上求めていた公共職業安定所への職業相談等について自治体の判断で回数を減らすことができるようにするなど、各自治体の柔軟な対応をお願いしている。更に、今般の省令改正とあわせて、公共職業安定所に対する求職の申し込みについて、当面の間、インターネットでの仮登録をもって正式な求職の申し込みとみなすこととした。

この求職活動については、現在の就業先について離職又は廃業することを必ずしも前提とするものではなく、例えば、現在の就業先と併せて新たな雇用先を探すことなども含めて検討する場合を認めるなど、各自治体において新型コロナウイルスの感染の影響や雇用情勢等も踏まえて、柔軟に対応いただきたい。

(参考)

法第3条(定義)

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

(離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある者の常用就職)

Q6 離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある者の常用就職とは、当該個人の本来の職業において、就労の状況が以前と同じ状態に戻った場合も含めるのか。

A. 含める。この場合、就労の状況が以前と同じ状態に戻り、かつ、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた時に、住居確保給付金の支給は中止することとなる。

(雇用契約のない者)

Q7. フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態の方について、住居確保給付金を受けられるのか。

A.

○ 住居確保給付金は、生活困窮者の自立を支援するという観点から、その支

給に際して満たすべき条件の一つとして求職活動要件を設定している。

- この求職活動要件については、今般の新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえて、特例として、ハローワークへの来所を求めず、インターネット等を通じてハローワークの仮登録を行い、求職活動の準備を進めていただければ良いこととしている。
- フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態の方については、その状況は多様であるため、ハローワークの仮登録により求職活動しやすい環境を整備した上で、自立相談支援機関等と定期的にやりとり等しながら、住居確保給付金の支給を受け、自立に向けた活動を行っていただきたいと考えている。その際、本人の意向や状況に応じ、雇用契約によらない現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応も可能である。
- したがって、フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態の方から相談があった場合には、本給付金の支給要件として雇用契約によらない現在の就業を断念していただくものではない旨を丁寧に説明するよう、改めて留意いただきたい。

(外国人)

Q8 外国人は、支給対象者となるのか。

A 支給にあたっては、いわゆる国籍条項は存在せず、日本国籍の方と同様、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象となる。

(学生)

Q9 学生は、支給対象者となるのか。

A 学生は、一般的には、支給要件である「離職等前に、主たる生計維持者であったこと」(事務マニュアル2(1)③)や「常用就職の意欲がある者」(事務マニュアル2(1)⑥)に該当しないため、基本的には支給対象者とならないと考えられる。ただし、世帯生計の維持者であり、定時制等夜間の大学等に通いながら、常用就職を目指す場合などは、支給対象者になると考えられる。

(内定取消を受けた学生)

Q10 内定取消を受けた学生は、支給対象者となるのか。

A、世帯生計の維持者であり、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象者になると考えられる。

住居確保給付金のご案内

別添3

令和2年4月20日から対象者が拡がりました!

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

**離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方**



主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄												
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>												
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※東京都23区の例（自治体により額は異なります）（単位：円）	<input type="checkbox"/>												
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td>138,000</td><td>194,000</td><td>241,000</td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td>53,700</td><td>64,000</td><td>69,800</td></tr></tbody></table>			単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額（月額）	138,000	194,000	241,000	支給家賃額（上限額）	53,700	64,000	69,800
		単身世帯	2人世帯	3人世帯									
収入基準額（月額）	138,000	194,000	241,000										
支給家賃額（上限額）	53,700	64,000	69,800										
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>												
ハローワークに求職の申し込みをしますか？	<input type="checkbox"/>												

○すべての項目にチェック✓が付いた方
住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、
自立相談支援機関に相談してください。

自立相談支援機関一覧

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>





よくあるお問い合わせ

Q.「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」とはどういうことですか？

A.本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

(例1) スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

(例2) 参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

(例3) アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった。

(例4) 自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

なお、上記は例示ですので、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いしています。



Q.離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法は
どうすればいいのでしょうか？

A.雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。

さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q.フリーランスで暮らしており、仕事が激減しました。
住居確保給付金を受けられますか？

A.可能です。フリーランスや自営業者の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持する形で経済的自立を目指すことは妨げられません。(申請時、ハローワークへの仮登録はお願いしています)

例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応も可能で、現在の就業を断念していただくものではありません。

ご相談は、お住まいの市町村の自立相談支援機関までお気軽に

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

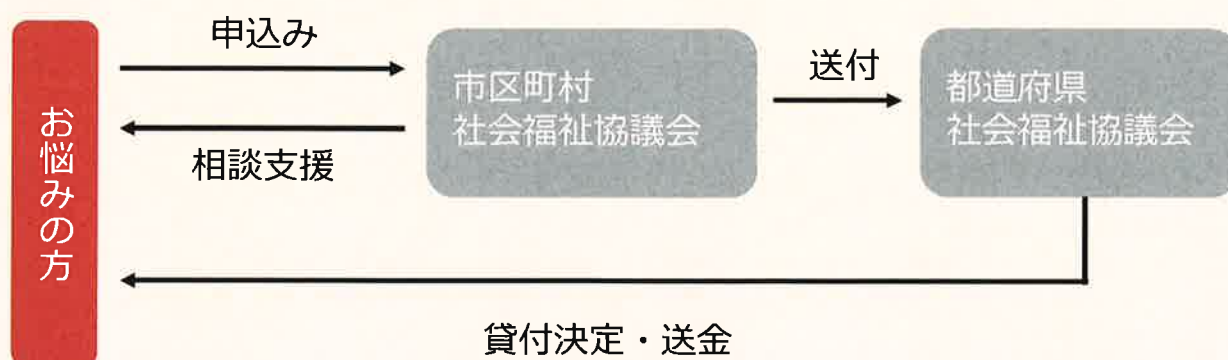
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ



- 受付開始日
3月25日(水)
- 申込、受付
お住まいの市区町村社会福祉協議会

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市区町村社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市区町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

令和2年4月14日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について

今般の新型コロナウイルス感染症に関する生活保護及び生活困窮者自立支援制度の運用については「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」（令和2年3月10日厚生労働省社会・援護局保護課長及び同地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）等において適切な対応をお願いしているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、4月7日、7都府県に対し緊急事態宣言が発出されました。

緊急事態宣言に係る特定都府県においては、多数の者が利用する施設の管理者等に施設の利用の制限又は停止等につき、知事による要請がなされています。また、これら特定の都府県以外の自治体においても、各事業者が自主的に営業を停止することが想定されます。こうした事態に関して、生活保護及び生活困窮者自立支援制度所管部局として、以下のとおり対応をお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いします。

記

一 宿泊場所の確保と入所等

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（一時的な居所の確保等について）（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局保護課長及び同地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）において、各都道府県におかれては、管下の市町村の一時生活支援事業のシェルター等の利用状況等を確認して、宿泊場所として活用可能な場所が管内全体でどの程度あるか

を把握していただくようお願いしたところです。

また、現状の宿泊場所だけでは不足が見込まれる場合等には、管内の一時生活支援事業未実施の市町村も含め、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業の枠組みを活用して、自治体等が運営する自立支援センターや宿泊施設を借り上げたシェルター等に加え、庁内の関係部局とも連携しつつ、協力いただけるビジネスホテル、旅館等を開拓し、宿泊場所の確保を進めていただきますよう改めてお願いします。

また、令和元年度に施行された地域居住支援事業を活用し、例えば、住宅部局、居住支援協議会、居住支援法人、不動産関係団体等と連携して、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報を収集したり、住居を喪失した方や保証人が得られない方に対してアパート等をあっせんする不動産業者の情報を収集するなど、必要に応じて、住居に関する情報を提供することに努めるようお願いいたします。

二 一について、当該自治体では不足が生じる場合

各都道府県においては、管内の市町村と連携し、居住が不安定な方に対して、住まいをはじめとする生活の困りごとについて生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関に相談するように伝えとともに、希望者に対しては確保した宿泊場所に入所し、必要に応じて衣食の提供がなされるように調整をお願いします。

仮に、一部の自治体で宿泊場所の不足が生じた場合に備えて、例えば、他の自治体の宿泊場所を活用するなど、都道府県が中心となって調整を行う枠組みなどについても検討いただくようお願いいたします。

三 特に配慮が必要な方の居場所の確保について

ネットカフェ等の多数の者が利用する施設を一時的な居所としている女性、未成年者の中には、DV被害の他、家庭関係の破綻や生活困窮、性暴力被害など、様々な事情を背景に住居を失った又は失う恐れがある者であることも考えられるため、生活困窮者自立支援法に基づく支援が適当と判断される場合には、自立相談支援機関へつないでいただくようお願いいたします。

その際、本人の意思や希望を踏まえるとともに、関連する他制度の所管課や、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体等との調整を図った上で必要ときは、同法に基づく一時生活支援事業の活用等により居場所の確保を図るとともに、特にその生活に配慮が必要な場合には個室等を用意するなど、適切な対応をお願いいたします。

四 自立相談支援事業との連携について

一時生活支援事業の対象者として適切か否かは、自立相談支援事業の相談支援員によるアセスメントや、関係機関との支援調整会議を通じて判断されるものですが、緊急的な支援が求められる場合には、プラン案が策定されていない場合であっても、事業を利用することを可能とし、特に急迫性が認められる場合には、利用者の口頭による意思の確認による利用も差し支えないこととします。なお、緊急的な支援を行った場合には、事後的にプランに盛り込み、支援調整会議で報告を行うこととします。

五 住居を喪失した者に対する生活保護の適用について

現在の状況下において住居を喪失した者に対する生活保護の適用については、「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」（令和2年3月10日付厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課生活困窮者自立支援室長連名事務連絡）を发出しており、原則的な運用は当該事務連絡にお示したところです。

他方、現在の状況下で職を失ったこと等に伴い、居所を失いかつ被保護者となった者の中には、アパート等の居宅で生活する能力を十分に有するため、必ずしも無料低額宿泊所等への入所を経る必要はなく、居宅での保護が可能な者も多いものと思われれます。

このため、こうした者については、当該事務連絡に留意しつつ、アパート等の居宅への入居を指導するようお願いします。

併せて、居宅生活が可能と認められる者による住居の確保を支援するため、自立相談支援機関や住宅部局、不動産関係団体と連携し、被保護者にも入居可能な住居に関する情報の提供に努めるようお願いします。

六 令和2年度一時生活支援事業の予算協議について

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱に基づき実施する一時生活支援事業は、一定の住居を持たない生活に困窮する方に対し、一定の期間、宿泊場所の供与、食事及び衣類の提供により、安定した生活を営めるよう支援を行うものであり、借り上げ型施設の補助基準単価については1泊につき7,000円ですが、令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、居住が不安定な者に対応するため借り上げ施設を新たに開拓する必要が生じた場合は、当面の間、9,100円まで引き上げることとします。

なお、あらかじめ確保した部屋を事業に使用しなかった場合でも、年間延利用日数として利用実績に算定して差し支えないこととします。

以上

事務連絡
令和2年4月17日都道府県
各指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局保護課新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応
に当たっての留意点について

今般の新型コロナウイルス感染症の流行に関し、居住が不安定な方が居所を失った場合における対応については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（一時的な居所の確保等について）」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局保護課長及び同地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）において対応をお願いしてきたところですが、下記の観点も留意しつつ取組を進めていただくようあらためてお願いします。併せて、各都道府県等におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び実施機関に対し周知方お願いいたします。

記

これまで、宿泊場所の確保にあたっては、各都道府県において、市町村とも連携していただきつつ、一時的な居所の確保を進めていただいているところであるが、これまでに発出した「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）」（令和2年4月7日福祉部局他連名通知）等により、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることを一層推進することが求められていることに加えて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であることに留意することが必要である。

このような観点から、今般の事態に関する対応に当たって新たに居住が不安定な方の居所の提供、紹介等が必要となった場合には、やむを得ない場合を除き個室の利用を促すこと、また、当該者の健康状態等に応じて衛生管理体制が整った居所を案内する等の配慮をお願いしたい。また、緊急避難的に自治体の施設を開放し、一時的な居所とする場合において、複数人が同時に滞在せざるを得ないような場合には、利用者の間隔を十分空ける、間仕切りを設ける等の配慮をお願いしたい。

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 17 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度の各事業における新型コロナウイルスの
感染拡大防止のための対応について

生活困窮者自立支援制度の各事業における新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度における各事業の業務等における留意点について」（令和2年2月25日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）等により対応を依頼しているところですが、今般、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）（別添）が発出されたことに伴い、感染拡大防止策に関して、管内の各事業の実施機関に対して再度徹底を図られたい。その際、特に下記の点にも留意されたい。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくよう、よろしく願いいたします。

記

一時生活支援事業における自立支援センター等については、居住空間が狭隘である場合もある。自立支援センター等において利用者又は職員に感染者が発生した場合には、保健所の指示に従った対応がなされることになるが、場合によっては職員が出勤できなくなり、不在となることや、感染していない利用者が一時的に別の場所に移動することが必要になる状況も想定される。

上記の状況にあらかじめ備える観点から、まず、各自治体においては、関係する事業所等との間で職員の応援体制の調整をするとともに、感染拡大防止に資する個室の宿泊場所を確保する観点から、一時生活支援事業として協力いた

ける自治体内のビジネスホテル、旅館、ワンルームタイプのアパート、旅館等、セーフティネット住宅等を開拓し、それらの空室の状況の確認をされたい。また、上記の対応が困難な状況がある場合には、都道府県が中心となって管内の自治体間で連携し、一時的に移動をせざるを得ない利用者の受入れ先として考えられる宿所提供施設等の空き状況の確認等を行っていただくとともに、自立支援センター等の利用者において移動の必要性が生じた場合に円滑に対応できるよう準備を進められたい。

また、4月14日付け事務連絡「生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について」において、新型コロナウイルス感染症の影響により新たに借り上げ施設を開拓する必要性が生じた場合について、当面の間、借り上げ施設1泊につき7000円の補助基準単価を9100円に引き上げることとしているほか、あらかじめ確保した部屋を事業に使用しなかった場合でも、年間延利用日数として利用実績に算定して差し支えないこととしており、宿泊場所の確保に活用されたい。

以上